

1. 税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

- エネルギー課税について、
 - ・ 平成 24 年 10 月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制対策を強化すること
 - ・ 揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することが認められた。

(自然共生対策)

- 森林吸収源対策等に関する財源確保について、新たな仕組みの導入が平成 27 年度税制改正大綱（平成 26 年 12 月 30 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり検討事項に位置づけられた。

〔大綱 126 頁〕

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の關係に配慮しつつ、COP21 に向けた 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

(車体課税)

- 車体課税について、グリーン化の強化が組み込まれた。
具体的には、大綱において、以下のとおり盛り込まれた。

〔大綱 8～9、89～98 頁〕

第一 平成 27 年度税制改正の基本的考え方

平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10% 段階の車体課税の見直しについては、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成 32 年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

自動車重量税については、消費税率 10% への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、

エコカー減税の対象範囲を、平成 32 年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。また、平成 25 年度及び平成 26 年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。また、二輪車等の税率引上げについて、適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分からとする。

なお、消費税率 10% 段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第 7 条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。

第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

（国税）

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① 自動車重量税を免除し、又は税率を 75% 若しくは 50% 軽減する検査自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

イ 乗用自動車

現行	改正案
平成 27 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準を満たすもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

ロ バス・トラック（車両総重量が 2.5t 以下のもの）

現行	改正案
平成 27 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 25% 以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準を満たすもの	平成 27 年度燃費基準値より 15% 以上燃費性能の良いもの

ハ バス・トラック（車両総重量が 2.5t を超えるもの）

現行	改正案
平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準を満たすもの	平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

② 次に掲げる検査自動車（①の検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税率を 25%軽減する。

イ 乗用自動車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成 17 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの

ハ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあっては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ニ 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ホ 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

③ ①及び②の改正により本措置の対象外となる平成 27 年度燃費基準を満たす検査自動車で平成 29 年 4 月 30 日までに新車に係る新規検査を受けるものについては、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

④ その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

〈自動車取得税〉

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 自動車取得税を非課税とし、又はその税率を80%若しくは60%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

イ 乗用車

現行	改正案
平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準を満たすもの	平成32年度燃費基準を満たすもの

ロ バス・トラック（車両総重量が2.5t以下のもの）

現行	改正案
平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準を満たすもの	平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

ハ バス・トラック（車両総重量が2.5tを超えるもの）

現行	改正案
平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの	平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
平成27年度燃費基準を満たすもの	平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの

② 次に掲げる自動車（①の自動車を除く。）に係る自動車取得税の税率を40%軽減する。

イ 乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの

ハ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車にあつては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ニ 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ホ 車両総重量が 3.5t を超えるバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

③ 乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車に限り、①及び②の自動車を除く。）に係る自動車取得税の税率を 20%軽減する。

(2) (略)

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税〉

(4) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成 28 年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）を、次のとおり講ずる。

なお、本特例措置は、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車

税のグリーン化特例（軽課）と合わせて見直す。

- ① 電気自動車及び天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。）について、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

イ 四輪以上	乗用・自家用	2,700 円
	乗用・営業用	1,800 円
	貨物用・自家用	1,300 円
	貨物用・営業用	1,000 円
ロ 三輪		1,000 円

- ② 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 35%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

イ 四輪以上	乗用・自家用	5,400 円
	乗用・営業用	3,500 円
	貨物用・自家用	2,500 円
	貨物用・営業用	1,900 円
ロ 三輪		2,000 円

- ③ 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準を満たすもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）について、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

イ 四輪以上	乗用・自家用	8,100 円
	乗用・営業用	5,200 円
	貨物用・自家用	3,800 円
	貨物用・営業用	2,900 円
ロ 三輪		3,000 円

- (5) 平成 27 年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分以後の年度分について適用することとする。

- (6) その他所要の措置を講ずる。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 「緑の贈与」税制

➤ 低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置（贈与税）（「緑の贈与」税制）

[大綱 41～43 頁]

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の拡充及び延長において、一定の省エネ性を満たす住宅の要件として、断熱性基準に加え一次エネルギー消費量基準を追加することにより、住宅の新築若しくは取得又は増改築等に合わせて行う太陽光発電等の低炭素化設備の設置（上記要件を満たすもの）が、一定の省エネ性を満たす住宅として贈与税の非課税措置の適用を受けることとなった。
- これにより、世代間資産移転促進により低炭素化設備の普及を進めるという「緑の贈与」の仕組みが導入されることとなった。
具体的には、大綱において、以下のとおり盛り込まれた。

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長する。

① 非課税限度額を次のとおりとする。

イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

ロ 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

(注) 上記の「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級 4（平成 27 年 4 月以降は断熱等性能等級 4）又は耐震等級 2 以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。下記(3)において同じ。

- ② 上記①の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋を加える。
- ③ 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。

(注) 平成28年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記①ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記①イに掲げる非課税限度額を適用できることとする。

- (2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加えた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。
- (3) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。

① 非課税限度額を次のとおりとする。

イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成31年6月	1,500万円	1,000万円

ロ 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
～平成31年6月	1,500万円	1,000万円

- ② 上記①の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋を加える。
- ③ 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。

(注) 平成28年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記①ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記①イに掲げる非課税限度額を適用できることとする。

- (4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

(2) 廃棄物対策

➤ 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

[大綱 103 頁]

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を3年延長することとされた。

(3) 鳥獣被害対策

➤ 鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の廃止（狩猟税）

[大綱 98 頁]

鳥獣被害対策の推進を図るため、以下のとおり、狩猟税の減免措置を講ずることとされた。

狩猟税について、次の措置を平成31年3月31日まで講ずる。

- ① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする。
- ② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により創設される認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする。
(注) 上記の改正は、平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- ③ 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常税率の2分の1とする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

(4) その他

➤ 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）（法人税、所得税）

[大綱 75 頁]

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却について、対象を風力発電設備のみとした上で、その適用期限を1年延長することとされた。

➤ **コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（固定資産税）**

[大綱 57 頁]

コージェネレーションに係る固定資産税の課税標準を最初の3年間、5/6とする特例措置について、次の先端性に係る設備要件を加えた上で、その適用期限を2年延長することとされた。

- ① 最新モデル（10年以内に販売が開始されたもので最も新しいモデルをいう。ただし、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む。）であること
- ② 旧モデル比で生産性（エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するものであること

➤ **低公害車用燃料設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）**

[大綱 57 頁]

低公害車（燃料電池自動車及び天然ガス自動車）用の燃料供給設備（水素充填設備及び天然ガス充填設備）に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間、2/3とする特例措置について、対象となる天然ガス自動車用天然ガス充填設備の取得価額要件を4,000万円以上（現行2,000万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長することとされた。

➤ **再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人に係る特例措置（法人税）**

[大綱 125 頁]

再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人のペイスルー課税に係る特例措置について、大綱の検討事項において、以下のとおり位置づけられた。

投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。

➤ **試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）**

[大綱 64～65 頁]

研究開発税制について、大綱において、以下のとおり盛り込まれた。

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① 控除税額の上限を当期の法人税額の 30%（原則 20%）に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の 30%とする。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
 - イ 税額控除率（現行 12%）を次のとおり引き上げる。
 - （イ）特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 30%
 - （ロ）上記以外のもの 20%
 - ロ 控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の 5%とする。
 - ハ 特別試験研究費の範囲について、次の見直しを行う。
 - （イ）特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外する。
 - （ロ）特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を加える。
 - （ハ）特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を加える。
- ③ 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除総額の上限を当期の法人税額の 25%とする。

（注）これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととする。
- ④ 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。

➤ **国立研究開発法人への寄附に係る税制措置（法人税、所得税、法人住民税、事業税）**

民間企業等による寄附金（法人税等）について、損金算入限度額を撤廃し、全額損金算入可能な指定寄付金とするとともに、個人による寄付金（所得税）について、現行、所得控除のみであるものを税額控除も選択可能にする特例措置の創設については、認められなかった。

平成27年度 環境省税制改正要望 結果概要

要望内容	結果概要
<p>(1)地球温暖化対策</p> <p>平成24年10月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着実な実施が認められた。
<p>(2)自然共生対策</p> <p>生態系サービスから受益する国民が広く薄く負担する仕組みを創設し、森林や里地里山等の自然環境の維持・回復を国民的運動として進め、地方創生を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林吸収源対策等に関する財源確保について、新たな仕組みの導入が検討事項に位置づけられた。
<p>(3)車体課税</p> <p>平成26年度税制改正大綱(平成25年12月12日自由民主党・公明党)に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン化の強化が組み込まれた。
<p>(4)「緑の贈与」税制</p> <p>○ 低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置(贈与税)【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅贈与税制を拡充することにより、「緑の贈与」の仕組みが導入されることとなった。
<p>(5)廃棄物対策</p> <p>○ 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置(軽油引取税)【延長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間の延長が認められた。
<p>(6)鳥獣被害対策</p> <p>○ 鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の廃止(狩猟税)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策の推進のための減免措置を平成30年度末まで講ずることとされた。

要望内容	結果概要
<p>(7)その他(他省庁共同要望)</p> <p>○ 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)(法人税、所得税)【延長】(経済産業省、厚生労働省)</p>	1年延長
<p>○ コージェネレーションに係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】(経済産業省)</p>	2年延長
<p>○ 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【拡充・延長】 (経済産業省、国土交通省(延長について共同要望))</p>	2年延長
<p>○ 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人に係る特例措置(法人税)【拡充】(金融庁)</p>	検討事項
<p>○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(法人税、所得税、法人住民税)【拡充・延長】 (経済産業省等)</p>	恒久化
<p>○ 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置(法人税、所得税、法人住民税、事業税)【新規】 (文部科学省等)</p>	認められず